

平成21年5月22日

各位

会社名 株式会社大運
代表者名 代表取締役社長 高橋 健一
(コード番号 9363 大証第2部)
問合せ先 常務取締役 西川 秀夫
(TEL06-6532-4101)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月22日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第89期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)(以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成21年1月5日)において株券を発行する旨の定款の変更決議がなされたものとみなされておりますので、当社定款第7条(株券の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法の施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則として所要の規定を設けるものであります。
- (4) 上記変更による現行定款第7条の削除に伴い、現行定款第8条以下の条数を順次繰り上げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程(予定)

定款変更のための定時株主総会開催日 平成21年6月26日(金)

定款変更の効力発生日 平成21年6月26日(金)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第7条 (株券の発行)</u> ・当社は、その株式に係る株券を発行する。</p> <p>第8条 (单元株式数及び单元未満株の不発行) ・当社の单元株式数は、1,000株とする。 ・当社は、<u>单元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>第9条 (单元未満株式についての権利) ・当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>第10条 省略</p> <p>第11条 (株主名簿管理人) ・当社は株主名簿管理人を置く ・株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議により定め、これを広告する。 ・当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第12条 (株式取扱規則) ・当社の株券の種類、株主(実質株主を含む。以下同じ。)の氏名等株主名簿記載事項の変更、<u>单元未満株式の買取及び買増請求の取扱い、その他株式に関する手続き並びに手数料は、法令または定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>新設</p>	<p>< 削 除 ></p> <p>第7条(单元株式数) ・当社の单元株式数は、1,000株とする。</p> <p>第8条 (单元未満株式についての権利) ・当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>第9条 現行どおり</p> <p>第10条 (株主名簿管理人) ・当社は株主名簿管理人を置く ・株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議により定め、これを広告する。 ・当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第11条 (株式取扱規則) ・当社の株式に関する手続きは、法令または定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削除するものとする。</u></p>